

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案

第一條 麻薬取締法（昭和二十三年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十五條及び第四十一條中、「業務所所在地を管轄する都道府県知事と厚生大臣に改める。

第四十八條第二項、第四十九條及び第五十二條第一項中、「又は都道府県知事を削る。

第五十二條及び第五十九條第一項第七号中、「又は吏員を削る。

第五十二條の二を次のように改める。

第五十二條の二 厚生省に二百五十名以内の麻薬取締官を置き、各都道府県にこれを駐在させる。

2 麻薬取締官の駐在する位置及び都道府県ごとの員数は、厚生大臣がこれを定める。

3 麻薬取締官は、厚生大臣の指揮監督を受けて、この法律及び大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）にもとづく立入、検査、収去その他これらの法律の実施に関する事項を掌り、且つ、麻薬若しくは大麻に関する罪及び刑法（明治四十年法律第四十五号）第十四章に定める罪について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行うものとする。

4 麻薬取締官は、その駐在する都道府県の区域外においてもその職務を行うことができる。

5 麻薬取締官は、職務の執行にあたり、小型武器を携帯することができる。

第五十三條中「麻薬取締員を麻薬取締官に改める。

第二條 大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十九條及び第二十一條第一項中、「又は都道府縣知事」を削る。

附則

一 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

二 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）第五條第四十九号中、「麻薬取締員」を「麻薬取締官」に改める。

理由

従来郡道府縣吏員をして行わしめていた麻薬取締を一九三一年
「麻薬の製造制限及び分配取締に関する條約」に基づいて、国の官
吏として行わしめ麻薬取締の完壁を期する必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

參照資料

藥務局麻藥課

目次

- 一 麻藥取締法草案
- 一 大麻取締法草案
- 一 麻藥の製造制限及分配取締に關する條約草案
- 一 危險藥品の不正取引防止に關する條約草案
- 一 阿片條約草案
- 一 學生有殺罪法草案
- 一 刑法草案

麻薬取締法改正

第十五條 麻薬取扱者は、その所持する麻薬を棄て、盗み取らば、若しくはその所在が不明となつたとき、又はその所持する麻薬について管轄を定むる事故があつたときは、当該麻薬の品名及び数量その必要事項を速かに警察官に在りて管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

第四十一條 麻薬施用者は、麻薬に中毒していると診断したときは、速かにその中毒者の住所、氏名、年齢、性別及び中毒している麻薬の品名を警察官に在りて管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

第四十八條 麻薬取扱者がその業務に關し犯罪行為をなしたときは、厚生大臣は、麻薬取扱者名簿の登録を中止することとする。

麻薬取扱者がその業務に關し、不正の行為をなしたときは、厚生大臣又は都道府県知事は、期間を限つて業務を停止することとする。

第四十九條 厚生大臣又は、都道府県知事は、麻薬取締のための特に必要であると認めるときは、麻薬取扱者に対し麻薬の輸入、製造、製剤、小分け、譲渡、譲渡の施用、施用のための交付又は処方せん等の交付若しくは研究に關し必要な事項を命ずることとする。

第五十二條 厚生大臣又は、都道府県知事は、麻薬取締のため特に必要があるとき認めるときは、当該官吏又は官吏に工場、店舗、倉庫、薬局、調剤所その他麻薬に關する場所に入りその構造、設備、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査せしめ、又は試験のために必要な分量に限り麻薬を無償で収去せしめることができる。

又、当該官吏又は官吏が前項の規定により立ち入り検査又は収去をする場合には、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第五十三條の二 厚生大臣は、都道府県の麻薬統制主事の中から、合計二百五十名を限り麻薬取締員を指定する。

又、麻薬取締員は、厚生大臣の指揮監督を受け、この法律及び大麻取締法（昭和二十三年法律第二十号）にもとづく立ち入り、検査、収去その他この法律の實施に關する事項を掌り、且つ、麻薬若しくは大麻に關する罪及び刑法（明治四十年法律第四十五号）第十四章に定めたる罪について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十号）の規定によ

りて起訴し、且つ、麻薬若しくは大麻に關する罪及び刑法（明治四十年法律第四十五号）第十四章に定めたる罪について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十号）の規定によ

りて起訴し、且つ、麻薬若しくは大麻に關する罪及び刑法（明治四十年法律第四十五号）第十四章に定めたる罪について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十号）の規定によ

りて起訴し、且つ、麻薬若しくは大麻に關する罪及び刑法（明治四十年法律第四十五号）第十四章に定めたる罪について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十号）の規定によ

りて起訴し、且つ、麻薬若しくは大麻に關する罪及び刑法（明治四十年法律第四十五号）第十四章に定めたる罪について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十号）の規定によ

りて起訴し、且つ、麻薬若しくは大麻に關する罪及び刑法（明治四十年法律第四十五号）第十四章に定めたる罪について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十号）の規定によ

る司法警察員として職務を行うものとする。

三 麻薬取締員は、当該都道府県の区域外においても、その職務を行うことができる。

四 麻薬取締員は、職務の執行に際し、小銃武器を携帯することができる。

第五十三條 麻薬取締員は、麻薬に關する違反の捜査に際し、國王大臣の許可を受け、この法律の規定に拘らず何人からも麻薬を譲り受けることができる。

第五十九條 左の各号の一に該する者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に処する。

一 第七條第二項、第十三條第一項若しくは第二項、第十四條各項、第十六條、第三十九條第一項若しくは第二項、第三十條、第三十六條第三項、第四十二條第一項若しくは第二項、第四十三條第二項又は第四十五條第一項若しくは第二項の規定に違反したる者

二 第十三條第一項の規定による譲渡又は兼賣証、第十四條第一項の規定による帳簿、第四十條の規定による処分又は第四十二條第一項の規定による記録に虚偽の記載をした者

三 第十二條、第二十一條、第二十五條、第三十一條、第三十五條、第四十三條第三項

第四十二條第一項若しくは第二項又は第五十條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

四 第十五條の規定による届出をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は第四十一條の規定による届出をした者

五 第四十八條第三項の規定による業務の停止中にその業務をした者

六 第四十九條の規定に基き、命令に違反した者

七 第五十一條の規定に基き、処分又は五十二條の規定による当該官吏又は吏員の出入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第十二條又は第四十三條第三項の規定に違反して厚生大臣の許可を受けず麻薬取締員に麻薬を譲り渡した者

九 前項の刑は、情状により、これを併科することとできる。

大麻取締法改正

第十九條 厚生大臣又は都道府県知事は、大麻取締のたの時に必要があるとき認めるときは大麻取扱者に対し大麻の栽培、譲渡、譲渡又は研究に關し必要な事項を命ずることができらる。

二十一條 厚生大臣又は都道府県知事は、大麻取締のたの時に必要があるとき認めるときは、当該官吏又は吏員に栽培他、倉庫、研究室その他大麻に關係する場所に入り、業務の状況若しくは運送書類その他の物件を検査させ、又は試験のたの必要は最も必要に限り大麻を無償で収去させることができる。

当該官吏又は吏員が前項の規定により出入検査又は収去をする場合には、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

麻薬ノ製造制限及分配取締ニ関スル條約草案

昭和六年（一九三一年）一月十三日ジュネーブニ於テ作成

第十五條

締約國ハ其ノ領域内ニ於テ本條約ノ規定ヲ實施スル為ニ一切ノ必要ナル立法上又ハ既ニ措置ヲ執ルベシ

締約國ハ既ニ設置シタルニ非ザレバ左記目的ノ為持別ノ行政機關ヲ設置スベシ

(イ) 本條約ノ規定ヲ適用スルコト

(ロ) 薬品取引ヲ規律シ、監視シ又取締ルコト

(ハ) 薬品中毒癡癡ノ蔓延ヲ防止シ及不正取引ヲ禁遏スル一切ノ有用ナル措置ヲ執ルコト
ニ依リ中毒癡癡ノ運動ヲ行フコト
第十六條

一各締約國ハ左記ニ對シ嚴守ナル監視ヲ行フベシ

(イ) 薬品ノ製造若ハ転換又ハ他ノ目的ノ為各製造業者ノ保有スル原料及既製薬品ノ数量

(ロ) 製造セラルタル薬品又ハ薬品ヲ含有スル製劑ノ数量

(ハ) 右製造セラルタル薬品、及製劑ノ処分持ニニ賜ヨリノ引渡

一締約國ハ市場ノ情况ヲ考慮シタル上事業ノ経済的運営ニ必要ナル数量ヲ超過スル原料ノ数量ノ製造業者ノ手許ニ於テ爾蓄積ヲ許ササルベシ

製造業者ノ手許ニ持有セラルル原料ノ如何ナル時ニ於テル数量ニ右製造業者が爾後、六ヶ月間ノ製造ニ要スル数量ヲ超過セザルベシ、但シ政府が元分ナル調査ノ後例外的事情ニ依リ追加数量ノ蓄積ヲ正当ナリト認ムルトモハ此ノ限ニ在ラザルモ如何ナル場合ニ於テニ蓄積セラルルコトアルベシ總量ハ一年分ノ供給量ヲ超過セザルベシ

危険物品、不正取引、防止ニ関スル條約草案

(一九三六年)

第二條

各締約國ハ右ノ行為ヲ嚴重ニ殊ニ致獄又ハ其ノ他ノ自由刑ニ依リ処分スル爲必要ナル法律上ノ規定ヲ設クルコトヲ約ス

(イ) 前規條約ノ規定ニ違反スル麻薬ノ製造 販賣、抽込、調整、所持、提供、賣出、分配、購入、販賣、名義、如何ヲ問ハズ譲渡、仲介、託送、通過送達、運搬、輸入及輸出

(ロ) 本條ニ規定セラルル行為ノ共犯

(ハ) 前記行為ノ何レカノ遂行ヲ目的トスル密合又ハ同意

(ニ) 未遂行為及凶内法ニ依リ規定セラルル條件ノ下ニ於テ予備行為

第十一條

一 各締約國ハ凶内法ノ範圍内ニ於テ第二條ニ掲ゲラルル行為ヲ防遏スル爲必要ナル一切ノ行動ヲ監視及調整シ且斯ノ如キ行為ヲ犯シテ著ヲ訴追スルタメ手續ノ熟ラレルコ

トヲ確保スルノ任ニ當ル中央府ヲ設クヘシ

二 右中央府ハ

(イ) 麻薬ヲ取扱フ他ノ公ノ機關又ハ団体ト密接ナル連絡ヲ得ルハノ

(ロ) 第二條ニ掲ゲラルル行為ノ調査及防遏ヲ容易ナラシムヘキ一切ノ情報ニ集中スヘク

(ハ) 他國ノ中央府ト密接ナル連絡ヲ得ルハク且之ヲ直接ニ通信タルコトヲ得ハレ

三 締約國ノ政府ヲ聯邦制度ナルトス又ハ政府ノ行政權ヲ中央政府ト地方政府トニ分配

セラルルトスハ第一項ニ規定セラルル監視及調整並ニ第二項(イ)及(ロ)ニ規定セラルル義務ノ履行ハ現ニ實施中ノ憲法又ハ行政ノ制度ニ從ヒ組織セラルルベシ

四 本條約ヲ第十八條ニ依リ何レカノ領域ニ適用セラルルトスハ本條約ノ適用ハ当該領域内ニ又ハ当該領域ノ多ニ設ケラレ且必要ノ場合ニハソノ本上ニ於ケル中央府ト連絡シテ行動スル中央府ノ設置ニ依リ確保セラルルコトヲ得ヘシ

五 中央府ノ權限及職分ハ十九百三十二年ノ麻薬ノ製造制限及分配取締ニ関スル條約第十八條所定ノ特別行政機關ニ委任スルコトヲ得

阿片條約改正

(一九二五年二月十九日)ニネーグバ及び署名

第四條

本章、規定ハ左ノ物質ニ之ヲ適用ス

(イ) 禁阿片

(ロ) 粗製「コカイン」及「エラゴニン」

(ハ) 「エルヒネ」、「デアケナル」及「コカイン」及其塩類

(ニ) 藥局方所定タルトモトヲ問ハズ、ロ、「パーセント」ヨリ重量「エルヒネ」又ハ「パーセント」ヨリ重量「コカイン」ヲ含有スル一切ノ製劑(所謂成煙劑ヲ含ム)

(ホ) 「デアケナル」及「エルヒネ」ヲ含有スル一切ノ製劑

(ヘ) 印度大麻ノ「カレス」製劑(越美斯及丁炭)

(ト) 第十條ニ基キ本條約ヲ適用セラルルコトアルバ、其ノ他ノ麻類前

第五條

締約國ハ本章ノ適用アル物質ノ製造、輸入、販賣、分配、輸出及使用ヲ専ラ其國内及

當國内ニ制限スル爲有効ナル法令又ハ規則ヲ制定セシ締約國ハ右物質ヲ他ノ目的ニ使用スルコトヲ防止スル爲互ニ協力スベシ

第六條

締約國ハ本章ノ適用アル物質ノ製造、輸入、販賣、分配シ又ハ輸出スル一切ノ者及此等ノ者ガ製造又ハ取引ヲ行フ建物ヲ取締ルベシ
右目的ノ爲締約國ハ左記事項ヲ爲スベシ

(イ) 第四條(ロ)、(ハ)及(ト)ニ掲グル物質ノ製造ヲ之ガ爲特許セラレタル運造物及場所ノミ

ニ制限スルコト

(ロ) 前記物質ノ製造、輸入、販賣、分配又ハ輸出ニ從事スル一切ノ者ヨシテ此等ノ行爲ニ從事スル者ニハ特許狀又ハ許可証ヲ受ケシムルコト

(ハ) 右ノ者ヨシテ前記物質ノ製造量、輸入、輸出、販賣及其一切ノ分配ヲ其ノ帳簿ニ記入セシムルコト右要件ハ医師ノ授業シタル量又ハ止当ニ免許セラルタル藥劑師ガ処方セシ基キ販賣シタル量ニ対シテハ必シテ適用セラレガルベシ、但シ各ノ場合ニ於テ医師又ハ藥劑師ハ処方箋ヲ整理保存スルコトヲ要ス

ニ 漏洩國（印度大木）多樹ニシテ樹脂、因隙而下止取ヲ防止スルニ宜スル有効ナル取
布ヲ実行スベシ

裏面白紙

厚生省醫道法草案

第五條 厚生省は 法律に規定する所定事務を遂行するため 先に掲げる権限を有する。但し、その權限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

第十九 麻薬及び大麻の取扱者の免許及び登録を行つ、免許の取消及び登録の抹消を行つ、並に其の業務員を指名し、監督し、指揮すること。

第二十條 本省に於ける地方支分部局を置く。
麻薬防疫官事務所
並務出張所

刑 務 法

第十四章 阿片煙に関する罪

第二百二十六條 阿片煙を輸入、製造又は販賣し若しくは販賣の目的を以て之を所持する者は六月以上七年以下の懲役に処す

第二百二十七條 阿片煙を吸食する器具を輸入、製造又は販賣し若しくは販賣の目的を以て之を所持する者は三月以上五年以下の懲役に処す

第二百二十八條 税關官吏阿片煙又は阿片煙吸食の器具を輸入し又は其輸入を許したるときは一年以上十年以下の懲役に処す

第二百二十九條 阿片煙を吸食する者は三年以下の懲役に処す

阿片煙を吸食するたけ房屋を修繕して利を圖りたる者は六月以上七年以下の懲役に処す

第二百四十條 阿片煙又は阿片煙吸食の器具を所持する者は一年以下の懲役に処す

第二百四十一條 本章の未遂罪は之を罰す